

災害時における被災者支援に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と山形県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第一条 この協定は、鶴岡市内で地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のために土地家屋調査士が関与できる業務を甲及び乙が相互に協力して実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

（被災者支援の内容）

第二条 この協定に基づく被災者支援の内容は、次に掲げる業務とする。

- （1） 不動産の表示に関する登記についての相談
- （2） 土地の筆界に関する相談
- （3） 筆界特定の手続に関する相談

（要請）

第三条 甲は、災害時において被災者支援のため必要と認める場合は、乙に対して前条各号に掲げる業務（以下「支援業務」という。）の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、原則として次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、FAX 等により要請し、後日速やかに当該書面を提出するものとする。

- （1） 要請の事由及び内容
- （2） 支援業務を実施する場所
- （3） 支援業務を実施する期間

（土地家屋調査士の派遣）

第四条 乙は、要請を受けた場合は、速やかに乙の会員の中から支援業務に従事する者を選定し、甲が指定する場所に派遣するものとする。

（支援業務の場所の調整及び広報）

第五条 甲は、支援業務を行う場所の調整及び支援業務の広報に努めるものとする。

（報告）

第六条 乙は、支援業務を実施した場合において甲から報告を求められたときは、支援業務の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

（費用負担）

第七条 支援業務に要する費用は、無償とする。

（損害への対応）

第八条 この協定に基づく支援業務を行う場合において、乙又は乙の会員に損害が生じたときは、甲の責めに帰すべき事由に寄らないものについては、乙の責任において対処する。

（連絡責任者）

第九条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも、同様とする。

（有効期間）

第十条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第十一条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各者1通を保有する。

令和3年2月18日

甲 鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市  
鶴岡市長

皆川 浩



乙 山形市緑町一丁目4番35号

山形県土地家屋調査士会  
会長

今野 繁

